

## 役員報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規定は株式会社アソシア(以下法人という)の代表取締役の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の代表取締役をいう。

### (報酬等の額)

第 3 条 役員等の報酬額は各事業年度の支給する報酬等の総額が 1 人あたり、1500 万円を超えない範囲で株主総会において定める。

### (賞与、退職慰労金等)

第 4 条 法人は、役員等に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

### (報酬等の支払い方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等は各事業年度に支給する報酬額の総額を 12 で除した金額を毎月 18 日に本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

### (費用)

第 6 条 役員等が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

### (改定)

第 7 条 この規定の改定は、株主総会の決議により行うものとする。

### (補足)

第 8 条 この規定の実施に関し必要な事項は、株主総会で株主の了承を得て別に定めるものとする。

### 附則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する（令和 3 年 5 月 19 日株主総会議決）